横浜事務所　神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階
浜松事務所　静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号
清水事務所　静岡県静岡市清水区相生町六番十七号
富士事務所　静岡県富士市瓜島町八十二番地
名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号
蒲郡事務所　愛知県蒲郡市港町十八番二十三号
豊川事務所　愛知県豊川市豊川町辺通四番地四
四日市事務所　三重県四日市市諏訪町二番五号
福井事務所　福井県福井市西木田二丁目八番一号
京都事務所　京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地
大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町橋二番八号
神戸事務所　兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地
広島事務所　広島県広島市中区基町五番四十四号
福山事務所　広島県福山市西町二丁目十番一号
高松事務所　香川県高松市番町二丁目二番一号
福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号
北九州事務所　福岡県北九州市小倉北区紺屋町十三番一号

四　指定発給機関が行う発給事務の区分

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に該当する物品に係る発給事務

○国土交通省告示第千百九十二号

自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和三十一年運輸省令第三号）第十条の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第百二十五号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「二十七万四百八十一円」を「二十七万八千二百九円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年二月一日以後の委託費の支払について適用する。

（消費税の税率の変更に伴う経過措置）

2　委託費の金額のうち平成二十六年二月及び三月における損害のてん補の請求書の受理件数に係る部分の算出についての本則の規定の適用については、本則中「二十七万八千二百九円」とあるのは、「二十七万四百八十一円」とする。

○国土交通省告示第千百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する告示

昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を次のように改正する。

表とび・土工・コンクリート工事の項中「、工作物の解体」を削る。

表管工事の項中「冷暖房」の下に「、冷凍冷蔵」を加える。

表ほ装工事の項中「ほ装工事」を「舗装工事」に、「ほ装する工事」を「舗装する工事」に改める。

表に次のように加える。

解体工事	工作物の解体を行う工事

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表とび・土工・コンクリート工事の項の改正規定及び表に次のように加える改正規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの国土交通大臣が定める者は、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第三十二号に掲げる活動を行う者とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間
四号	郡山市安積町笹川字四角坦四番一から同市安積町笹川字蜂田五番一まで

図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十五日

○関東地方整備局告示第四百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	相模原市緑区小倉字大和一三八八番一から同市緑区小倉字大和一三八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十五日

○関東地方整備局告示第四百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

別表の指定番号二十五の項業務区域欄中「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）及び神奈川県の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域」に改める。